

不動産相続に対する知識を。

東京駅直結、丸の内にある株式会社中央プロパティーはセンチュリー21で唯一の共有名義・借地権の専門家集団。弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、宅地建物取引士、不動産鑑定士などで構成される経験豊富な専門家チームで共有名義の不動産トラブルを解決へ導き、その実績はこれまでに2千件以上を誇る。

チームを率いるのは同社代表取締役の松原昌洙氏だ。現在発売中の最新著書『不動産相続のプロが解決! 危ない実家の相続』は不動産相続について、特に「共有名義不動産」「借地権の相続」に関してわかりやすく解説されており、業界でも話題の一冊となっている。

松原氏は「親が健在などときは、あれほど仲の良かった兄弟姉妹が、遺産相続をきっかけに、修復

不能な関係に陥ってしまうことは珍しくありません。本書では「実家の相続」という視点で、こうしたトラブルをどうすれば避けられるかを詳しく解説しています」と話す。

序章から第1章まで構成されている本書の中で特にポイントとなるのは先述した「共有名義不動産」と「借地権の相続」についてだ。

きつかけの9割は相続
共有名義の不動産

共有名義不動産はその名の通り、ひとつの中の不動産を複数人で所有している状態のこと。相続トラブル要因のひとつとして増加傾向にある。典型的なのが、亡くなった両親が残した実家に、特定の相続

「共有名義不動産は決して他人ごとではなく、誰もが関係する問題です。本書では具体的な事例を紹介し、問題点のポイント、解決策の提案と解決のプロセスをパトーンごとにまとめています。トラブルを避けるには事前の対策が重要で、できれば親が生きているうちに話をすることをおすすめします」と松原氏は言う。

格で売却するため、入札方式(ポステイングシステム)も可能です。本書では借地権のメリットとデメリット、相続するときに起る地主や身内とのトラブルと解決の基本的な考え方をまとめ、章末は疑問解決Q&Aを記しました。この章を読んでいただければ、借地権に対する一通りのことはわかっていたはずです」



不動産相続のプロが解決! 危ない実家の相続

[著者] 株式会社中央プロパティー 代表取締役 松原 昌洙

【序章】どうして我が家にトラブルが!? 不動産相続の落とし穴
【第1章】「普通の家庭」でなぜ不動産のトラブルが起こるのか
【第2章】誰にても関係し得る「共有名義不動産」
【第3章】借地権の相続で損をしないために
【第4章】40年ぶりの相続法改正で更なる問題が!
【第5章】未来の相続のために、今からできること

全国の書店にて
好評発売中

単行本(ソフトカバー)192ページ ¥1,650 毎日新聞出版



CENTURY 21
中央プロパティー

株式会社中央プロパティー

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング23階
TEL.03-3217-2101 https://www.chuo-p.co.jp/

